

運転者に対してアンケート調査を実施した。

(5)個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

第32条(各報告が完了していない旨で借受人又は運転者の個人情報取得に関するお問い合わせ)
個人情報は、あらかじめその利用目的の明示、同意を得た上で取り扱われます。

第33条(個人情報の預託)
借受人は義務として第三者に個人情報を委託する場合には、個人情報の保護措置を講じたとて、借受人又は運転者の個人情報情報を当該委託先に預託します。

第34条(個人情報の提供、登録並びに利用の同意)
借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、運転免許証番号等を含む個人情報を、全協議システムに年を超えて1年間登録されるとともに、借受人の情報が一般社団法人全国レンタカー協会及び加盟する各都道府県レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者から提供される際の取扱いのために利用されることに関する同意を表明するものとします。

- 当社に対して自動車運送し賃借料の全額を支いいる場合
- 貸渡した自動車から不返還があったとき
- 運転者前項第3に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号を含む個人情報、全協議システムに年を超えて1年間登録され、前項のレンタカー事業者より貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

3.システム連携先 一般社団法人 全国レンタカー協会

〒165-0012 東京都港区芝大門1-1-1 本田自動車ビル5階 TEL 03-5472-7328
借受人又は運転者が都道府県等の有料道路、有料駐車施設、その他の有料サービスを利用し、有料サービスを提供する者から、利用料金を未払いを理由にレンタカーの自動車保険等と同時に発生する、その借受人の個人情報の開示請求を受ける場合、当社が借受人の個人情報とその請求者との関係を確認すると、借受人は同意するものとします。なお、有料サービスを提供する借受人が情報を防止するために保護装置を設置し車両(ナンバープレート及び利用者の名義等を含む)を撮影する場合があります。

4.借受人又は第38条第1項においてレンタカーの利用を拒否した場合、借受人は貸渡業務のため、レンタカー提供会社に個人情報を提供するものと同意します。

5.個人情報は、全協議システムにおいて全地域共通の位置情報システム(GPS機能)に搭載し、GPS機能に搭載した状態で提供される場合、当社指定の位置情報システム(GPS機能)において、GPS機能に搭載された状態で提供されること、及び当社が当該記録簿の終了後下記の目的で利用することに関する同意をするものとします。

第1条(本契約の終了時)時、レンタカーが所定の目的地に返還されたことを確認するため。

第2条(第3条第1項に記載する旨、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行のため)必要と認められる場合、

第3条(レンタカーの現在位置等の確認のため)

借受人及び運転者に対して提供する個人情報は品質向上、顧客満足度の向上のため個人情報を識別することが必要と認められる場合、個人情報を開示するものと同意を表明するものとします。

借受人及び運転者、前項のGPS機能により記録される情報について、当社が法令に基づき開示要求を受けた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合は、必要限度でこれを開示することに関する同意を行うものとします。

借受人(ドライバーコラー) 借受人及び運転者は、レンタカーにドライバーコラーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されると、及び当該記録に該情報に基づく目的で利用することに関する同意を表明するものとします。

(1)事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
(2)貸渡は3時間以内とするなどの特典を有する場合があります。
(3)提供したレンタカー事業者の貸渡契約が前面(電子メール等)の電磁的データを含まず、))により添付されているものであること。

2.借受人及び運転者に対して提供する個人情報は品質向上、顧客満足度の向上のため個人を識別・特定できない形態に加工してマーケティング分析等に活用される情報について、当社が法令に基づき開示要求を受けた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合は、必要限度でこれを開示することに関する同意を行うものとします。

第35条(個人情報の預託)
借受人は義務として第三者に個人情報を委託する場合には、個人情報の保護措置を講じたとて、借受人又は運転者の個人情報情報を当該委託先に預託します。

第36条(個人情報の提供、登録並びに利用の同意)
借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、運転免許証番号等を含む個人情報を、全協議システムに年を超えて1年間登録されるとともに、借受人の情報が一般社団法人全国レンタカー協会及び加盟する各都道府県レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者から提供される際の取扱いのために利用されることに関する同意を表明するものとします。

三菱自動車フイナンス株式会社 全国レンタカー協会事務局
〒180-8407 東京都武蔵野区芝部3-1-21 町町ステーションコアーズ TEL 03-6722-5112
ホームページアドレス http://www.mmde-finance.com

第10章 雜 則

第38条(代貸還選)
当社は、申込書の番号と日付の欄クラス、車種又は型式のレンタカーを貸し出すことができるが、代貸申込みを受けたレンタカーが完済されていない場合を含みます。
(1)貸還は3時間以内とするなどの特典を有する場合があります。
(2)提供したレンタカー事業者の貸渡契約が前面(電子メール等)の電磁的データを含まず、))により添付されているものであること。

2.代貸貸し出す場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡契約を適用するものとします。

代貸貸しを行う場合は本条第2項に定める貸渡料金は、当該レンタカーを提供した事業者の発生した方式のものによるか、又は当社が別に定める貸渡料金を適用するものとします。

4.代貸貸しを行う場合において、当該貸し出した車両について、故障その他のトラブルが発生したとき、借受人は、自保有のレンタカーを借渡しした場合と同様、車両保険事業者の手続きに協力するが、借受人又は運転者の権利を保護するための措置をとるものとします。

第39条(租 税)
当社は、この約款に基づき借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務よりも相殺することができるものとします。

第40条(消費税)
借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を当社に対して支払うものとします。

第41条(運送損害)
借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方又は当事者第42条の約款による運送損害賠償を請求するものとします。

第42条(運送損害賠償)
当社は、借受人が本約款において、相手方又は当事者第41条の約款による運送損害賠償を請求するものとします。

第43条(約款及び補償)
当社は、この約款の細則に定めること、その細則はこの約款と同様の効力を有するものとします。なお、次に掲げる場合には、この約款及び細則を変更することにより、貸渡期間中であっても変更後のこの約款及び細則取扱い事項の条項について合意があったものとみなし、個別に借受人と合意することなくこの約款及び細則取扱い事項の変更を行うことができるものとします。

この約款及び細則記載事項の変更が、借受人の権利を侵害することのない範囲で、借受人の責任を負うこととなる場合、借受人は同意するものとします。

第44条(変更後の約款)
借受人又は運転者は、この約款の変更が借受人の権利を侵害することのない範囲で、借受人の責任を負うこととなる場合、借受人は同意するものとします。

第45条(営業継続義務)
この約款に基づき権利を行使するに当たっては、訴訟のしかるににかかわらず相手方の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所にて管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、2022年12月1日に施行します。

貸 渡 約 款

第5条(業務)
運輸部長、沖繩県にあっては沖縄総合事務所運輸課事務所長、以下第14条第1項において同じとします。に届け出た貸し出しの料金によるものとします。

第22条(返還場所)
借受人は、第12条第1項に所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要とされる追加での費用を負担するものとします。

第23条(不返還となった場合の措置)
当社は、借受人又は運転者が、借借期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に戻らなかったと認められるときは、刑事手続を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し返還報告をするともに、全協議システムに登録する等の措置をとるとし、借受人又は運転者にこれに関する同意を表明するものとします。

第24条(故障発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中レンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運送を中止し、直ちに指示を受けることとし、直ちに当社に報告を行うものとします。

第25条(交通事故時の措置)
借受人又は運転者は、使用中レンタカーの使用中に発生する事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の発生から15分以内かつ法定上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1)直ちに事故の状況を当社に報告し、当社に指示を受けることとし、

(2)借受人の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合、当社が認められた場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。

(3)事故(当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出する)以外の原因による故障等の発生については、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

(4)事故発生後、直ちに運送を中止し、直ちに指示を受けることとし、直ちに当社に報告を行うものとします。

第26条(盗難等盗難時の措置)
借受人又は運転者は、使用中レンタカーの盗難が発生したときその他その被害を受けた場合は、直ちに当社に報告を行うものとします。

第27条(使用不能による貸渡契約の終了)
使用中において、故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できない(なくなった)ときは、貸渡契約は終了するものとします。

第28条(保証書の交付、携帯義務)
借受人は、レンタカーを借渡したときは、地方警察運輸支隊局長が発行する事故を記載した形式の貸渡証券(背面「電子メール」の欄に該氏名を含みます。)により借受人又は運転者が交付するものとします。

第29条(保証及び補償)
借受人が前条第1項又は第3項の規定に基づき貸渡証券を交付した場合は、借受人又は運転者は、この約款に定められた事項に同意するものとします。

第30条(貸渡契約の解除)
当社は、借受人又は運転者が使用中この約款に違反したとき、又は第9条第1項各号の事由に該当する場合は、貸渡証券を解除し、この約款に定められた事項を適用するものとします。

第4章 使用

第10条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中レンタカーの使用を拒否した場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第11条(管理費用)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第12条(点検)
借受人又は運転者は、使用前の点検及び貸渡証券を携行(電磁的記録による携行を含む)して、目的地へ向かうものとします。
(1)点検の結果、異常が認められたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第13条(点検)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第14条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第15条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第16条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第17条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第18条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第19条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第20条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第21条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第22条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第23条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第24条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第25条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第26条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第27条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第28条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第29条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第30条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第31条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第32条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第33条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第34条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第35条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第36条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第37条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第38条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第39条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第40条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第41条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第42条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第43条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第44条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第45条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第46条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第47条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第48条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第49条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第50条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第51条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第52条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第53条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第54条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第55条(使用手続)
借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第4条(運転免許)に定める点検等を実施し、必要な整備を実施するものとします。

第1章 総 則

第1条(約款の適用)
三菱自動車フイナンス株式会社(以下「当社」といいます。)は、この約款及び第43条に基づくこの約款の細則(以下「約款等」といいます。)を定め、この約款等による貸渡業務(以下「レンタカー」といいます)を提供する個人(以下「借受人」といいます)は、この約款等を受け、貸渡を受けるものとします。借受人は、申込書の第3号(1)及び、借受人異なる運転者を指定した場合(以下「転貸」といいます。)転貸者もこの約款等と併せて適用するものとします。なお、転貸者が指定した借受人については、法令又はこの約款によるものとします。

第2条(借受人)
この約款等の施行、行政通告並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合に、その特約がこの約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条(予約の申込み)
借受人は、レンタカーを借りたいときは、この約款及び別に定める料金表等と同意の上、別に定める方法により、あらかじめ各種クラス、借受人の居住地、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の有否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

第3条(予約の変更)
借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当該承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消し等)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第5条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第6条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第7条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第8条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第9条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第10条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第11条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第12条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第13条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第14条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第15条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第16条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第17条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第18条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第19条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第20条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第21条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第22条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第23条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第24条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第25条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第26条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第27条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第28条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第29条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第30条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第31条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第32条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第33条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第34条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第35条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第36条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第37条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第38条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第39条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第40条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第41条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第42条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第43条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第44条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第45条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第46条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第47条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第48条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第49条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第50条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第51条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第52条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第53条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第54条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。

第55条(予約の変更)
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができるとします。